

南伊勢町告示第 72 号

住民監査請求監査結果について

このことについて、地方自治法第 242 条第 5 項の規定により告示する。

令和 5 年 4 月 21 日

南伊勢町代表監査委員 見並 健一

南伊勢町監査委員 田中 喜一郎

記

別 紙

南監第 1 号  
令和 5 年 4 月 21 日

監査請求人 様

南伊勢町代表監査委員 見並 健一

南伊勢町監査委員 田中 喜一郎

### 住民監査請求について (回答)

令和 5 年 3 月 2 日付で提出された住民監査請求について、地方自治法第 242 条第 5 項に基づき監査した結果は、次のとおりです。

#### 第 1 監査の結論

本件請求を棄却する。

#### 第 2 請求の受付

##### 1 請求人

奥村 勉

##### 2 請求書の提出日

令和 5 年 3 月 2 日

##### 3 請求の要旨

監査委員は、職員への賞与誤支給に関して、前町長と現町長の過失による時効成立により返還請求出来なくなった金額を特定したうえ、現町長に対し、町への損害回復のため必要な措置を講じるよう勧告せよ。

##### 4 要件審査

監査委員は、令和 5 年 3 月 7 日に要件審査を行い、本件請求が地方自治法第 242 条の所定の要件を備えているものと認め、監査を実施することに決定しました。

### 第3 監査の実施

#### 1 監査対象事項の決定

職員への賞与誤支給に関し、町長に対し、時効成立により返還請求できなくなった金額に対する過失責任を問えるかの検討及び、町の損害回復のため必要な措置を講じるべきかの検討について、監査対象事項としました。

#### 2 監査対象部局

総務課

#### 3 証拠の提出及び陳述の機会

監査委員は、地方自治法第242条第7項の規定に基づき、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を令和5年4月12日に設けましたが、請求人は陳述しませんでした。

#### 4 監査対象部局の弁明の概要

請求人は、前町長が、過払いが発覚しているにもかかわらず、これを公表しなかったことにより返還請求権の消滅時効を発生させたことを重大な過失としている。

しかし、町としては、問題を認識したときに、全容を解明するための調査に多くの時間を費やしてしまった。個々の職員に対する超過支給分の返金や、未支給部分の支払いなどを納得の上、返金等に応じてもらう必要があったことから、詳細に調査し説明責任を果たす必要があると考えた。

その調査の困難さから不測の時間がかかってしまったものであり、故意に隠ぺいや放置をしたわけではない。

よって、事案の詳細が明らかになると同時に、関係職員への聞き取り等も行い、職員懲戒審査会を実施して懲戒処分を決定した後に公表するという経緯は合理的なものであると考える。

しかしながら、そのことにより生じた過払いに対する返還請求権の消滅時効について、被請求人がこれを援用すると見越し、請求を断念せざるを得ないと判断せざるを得ない状況になったことは、大変申し訳なく思っている。

### 第4 監査の結果

#### 1 監査委員の判断

##### (1) 理由

ア 請求人は、町長の過失によって発生した町の損害金額を特定した上で、現町長に対し、町の損害の回復について必要な措置を講じるよう勧告せよと主張する。

イ 本件請求における、賞与誤支給の対象職員それぞれの賞与計算方法は、複雑

多岐であると認められ、詳細調査の困難さから不測の時間を要したことは、違法又は不当であるとは認められない。

- ウ さらに、事案の詳細を明らかにしたうえ、関係職員への聞き取りを行い、職員懲戒審査会を実施し、懲戒処分を行ったのちに公表し、説明責任を果たすという経緯は合理的であると認められる。
- エ また、超過支給分の返金や未支給部分の支払いについても、個々の対象職員への説明もすでに行い、納得の上、返金等が行われていることも確認している。
- オ 以上のことから、調査に不測の時間を要したことによって消滅時効となった金額について、請求人が主張するような町長の過失責任はなく、返還請求しないこととしたこと、また未支給部分についても支払うこととした現町長の判断について、違法又は不当といえる事実は認められない。
- カ よって、現町長は請求人の主張する町の損害の回復について必要な措置を講じる必要はないと判断する。

## (2) 結語

したがって、本件請求には理由がないから、前記第 1 監査の結論のとおり決定する。

## 第 5 付言

監査委員の合議による判断は以上のとおりであるが、本住民監査請求に関し、地方自治法第 199 条第 10 項に基づき、町へ次のことを申し添える。

- 1 今回、請求人から本件請求が提出された主たる原因は、賞与誤支給の発覚から多くの時間を経てからの発表であったことによるものである。

このような消滅時効を伴う問題の解決に当たっては、迅速に事務処理を行うことが原則であり、今回は誤支給の期間の長さや支給対象者が多数に上ったことから、事態発覚から解決までに長期間を要したことについて、慎重な対応が必要であったことは一定の理解をするが、今後このような問題が発生した場合は、組織を挙げて迅速な対応をされるよう取り組まれない。

- 2 給与計算等における事務的な誤りは、自治体においても起こりうる問題ではあるが、今回の誤りが発覚するのに 8 年余りの長期間にわたったことについて、事務処理の相互チェック機能が十分にはたっていないことから、こうした問題が発生したと考えられる。

今後の役場業務の事務執行に当たっては、管理職を含めて、さらなるチェック体制の強化を図っていくことを要望する。